

# 原油価格・物価高騰等に対する主な支援策

## 1 価格高騰に対する直接支援

分野	事業名	事業概要	問合せ先
農業	施設園芸 セーフティネット 構築事業(国)	燃料の価格上昇に対する農業者等の影響を緩和するため、農業者等と国の拠出による基金を構築し、燃料の価格高騰時に農業者等に対して補填 ※LPGとLNGを追加。	県農林水産事務所（事業所）農村振興課 県農業経営発展課 園芸振興グループ (082-513-3591)
畜産	配合飼料価格安定 制度(国)	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、畜産経営体、配合飼料メーカー及び国の積立による基金を構築し、配合飼料価格の高騰時に畜産経営体に対して補填	県畜産課 畜産経営グループ (082-513-3604)
	配合飼料価格高騰 緊急対策事業(県)	広島県内に農場があり、配合飼料価格安定制度の基本契約を締結している畜産経営体に対して、飼料購入費の一部を支援 (令和5年度第4四半期分まで)	県畜産課 畜産経営グループ (082-513-3604)
	学校給食用牛乳価格調整緊急対策事業(県)	令和5年8月から、乳価値上げの対象外となっている、学校給食用牛乳向け生乳を出荷する酪農経営体に対し、支援を行う  ○学校給食用牛乳向け生乳出荷1kgあたり10円の支援金を交付 (令和6年3月出荷分まで)	県畜産課 酪肉振興グループ (082-513-3598)
水産	漁業経営 セーフティネット 構築事業(国)	燃油や配合飼料の価格上昇に対する漁業者・養殖業者の影響を緩和するため、漁業者等と国の拠出による基金を構築し、燃油等の価格高騰時に漁業者等に対して補填	広島県漁業協同組合連合会 (082-278-5588)

## 2 価格高騰の影響を受けにくい経営への転換に向けた支援

分野	事業名	事業概要	問合せ先
水産	水産業競争力強化 緊急事業(国)	省力・省コスト化に資する漁業用機器やリース方式による漁船の導入等を支援 ※ 補助率：1/2以内等	広島県漁業協同組合連合会 (082-278-5588)

### 3 資金調達の円滑化に向けた支援

分野	資金名	事業概要	問合せ先
農業 林業 水産	農林漁業 セーフティネット 資金等	農林漁業者の経営継続に必要な資金として、 低利な農林漁業セーフティネット資金等を 融通	(株) 日本政策金融公庫広島支店 (082-249-9152)
農業	農業近代化資金	省力・省コスト化等の経営改善に向けた取 組への融資に対して利子補給を実施	各 J A 県就農支援課 農業金融グループ (082-513-3554)
水産	漁業近代化資金	省エネ機器等の導入への融資に対して利子 補給を実施	広島県信用漁業協同組合連合会 (082-247-2301)

### 4 その他

分野	事業名	事業概要	問合せ先
畜産	酪農経営改善緊急 支援事業(県)	酪農経営体に対して、子牛取引価格の下落 に応じた支援を行う  ○酪農経営体が出荷した肉用子牛 3 品種(乳 用種、交雑種、黒毛和種)が対象  ○それぞれの品種の下落幅に応じて 2 区分 の支援金額を設定 区分①：1頭あたり2.5万円、区分②：1頭 あたり 5 万円 (令和 6 年 3 月取引実績分まで)	県畜産課 酪肉振興グループ (082-513-3598)
	肉用子牛生産者補 給金制度(国)	肉用子牛(黒毛和種、乳用種、交雑種)の 価格が下落し、全国の平均売買価格が基準 価格を下回った場合に、その差額を交付  ○保証基準価格から合理化目標価格までは 100%、合理化目標価格以下は90%	県畜産課 酪肉振興グループ (082-513-3598)
	和子牛生産者臨時 経営支援事業 (国)	黒毛和種の、ブロック別平均価格(北海道、 東北、本州関東以西・四国、九州)が発動 基準を下回った場合に支援を行う  ○平均価格が発動基準価格(60万円)を下 回った場合に、その差額の3/4を支援  ○事業期間：令和 5 年 1 月から12月	県畜産課 酪肉振興グループ (082-513-3598)
	和牛繁殖経営改善 緊急支援事業 (県)	和牛繁殖経営体に対して、子牛取引価格の 下落に応じて、国の「和子牛生産者臨時経 営支援事業」の制度を準用して、広島県の 平均取引価格を基準とした支援を行う。  ○発動基準価格と広島県平均取引価格の差 額の3/4の支援金を交付。 (令和 6 年 3 月取引実績分まで)	県畜産課 酪肉振興グループ (082-513-3598)

# 広島県農林水産関係事務所等の代表連絡先

農林水産局（本庁）		農林水産事務所（農林事業所）		農業技術指導所
<b>農林水産総務課</b> (082)513-3511 <b>団体検査課</b> (082)513-3526 <b>販売・連携推進課</b> (082)513-3588 <b>就農支援課</b> (082)513-3531 <b>農業経営発展課</b> (082)513-3557 <b>農業技術課</b> (082)513-3559	<b>畜産課</b> (082)513-3598 <b>水産課</b> (082)513-3610 <b>林業課</b> (082)513-3683 <b>森林保全課</b> (082)513-3694 <b>農林整備管理課</b> (082)513-3635 <b>農業基盤課</b> (082)513-3643	<b>西部農林水産事務所</b> (082)228-2111 (広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、安芸郡、山県郡) <b>西部農林水産事務所 呉農林事業所</b> (0823)22-5400 (呉市、江田島市) <b>西部農林水産事務所 東広島農林事業所</b> (082)422-6911 (竹原市、東広島市、豊田郡)	<b>東部農林水産事務所</b> (084)921-1311 (福山市、府中市、神石郡) <b>東部農林水産事務所 尾道農林事業所</b> (0848)25-2011 (三原市、尾道市、世羅郡) <b>北部農林水産事務所</b> (0824)72-2015 (三次市、庄原市) ※ 庄原市、三次市における漁業関係については県庁水産課へご連絡ください。	<b>西部農業技術指導所</b> (082)420-9661 (広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡) <b>東部農業技術指導所</b> (084)921-1311 (三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡) <b>北部農業技術指導所</b> (0824)63-5181 (三次市、庄原市)